

構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会（第9回）議事要旨

1.日 時：平成18年3月27日（月）14：00～16：00

2.場 所：国土交通省3号館11階共用会議室（東京都千代田区）

3.出席者

- 委員 -

座長	巽 和夫	京都大学名誉教授
座長代理	小谷 俊介	千葉大学教授
	穠山 精吾	NPO法人全国マンション管理組合連合会会長
	井出 隆雄	ジャーナリスト
	大河内 美保	主婦連合会副会長
	鳶 信彦	ジャーナリスト
	野城 智也	東京大学教授
	山田 勝利	前第二東京弁護士会会長、前日弁連副会長
	和田 章	東京工業大学教授

以下の委員は欠席

白石 真澄 東洋大学助教授

- 事務局 -

佐藤事務次官、渡邊政策統括官、青木総括監察官、鈴木政策評価官他

- その他 -

住宅局 伊藤住宅局総務課長、小川建築指導課長、井上市街地建築課長

4.議 題

（1）構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会最終報告（案）について

5.議事概要（速報版のため、後日修正の可能性あり）

■議事に関連しての委員からの主な発言概要

（○は委員の発言、→は座長又は住宅局からの発言）

（1）構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会最終報告（案）について

○ 第1章、第2章に比べると第3、第4章の記載が少し弱いのではないか。

○ 資料1-1の3頁iv）について、耐震性に問題がある偽装物件数と氏名が記載されているが、これは建築指導課にて確認をされた情報であればよろしい

が、そうでないのであれば、本報告書においては、伝聞は避け、事実のみを記載した方が良い。

- 資料１－１の３頁v)の「震度５強程度の地震で倒壊する」との記載が伝聞ではなく、連絡協議会の判断であれば記載をしても良いと思うので、表現が正しいか確認していただきたい。
- 資料１－１の３頁vi)に請負業者の破産について記載されていない。建設会社も倒産している。設計図書通り施工はされていたようだが、品確法上の請負業者への責任はなかったので、ここに書かないということか。
- 資料１－１の４頁ix)「その後の、国土交通省が許容応力度計算～不審がしめされた。」と新聞報道とともに追記させていただいた。こちらについては、事実として認識がされていないのであれば削除していただきたいが、事実であれば記載をしてもらいたい。
- 資料１－１の５頁①について、行政は確認という立場をとっているが、元請や建築士の財力が無いことに触れるべきである。
- 資料１－１の６頁 iii)は、３頁のvi)で請負について述べないのであれば、ここでも述べなくていいのではないか。品確法では、請負の施工に関する責任はないと考えて良いのか。
- 資料１－１の７頁① i)について、札幌の事件は構造計算の資格がない人間が設計をし、元請けがそれを全く審査しなかったことの問題である。
- 資料１－１の１０頁(２)①の「建築確認制度への誤解等」は、具体的に記載をするべきである。
- 資料１－１の１１頁の法令適合性の検証方法について、構造解析の方法等は学問の問題であって、法律が決めるものではない。性能規定化される中で、建築確認の範囲と方法を明らかにすべきである。
- 資料１－１の１７頁iv)の建築士への罰則強化の記載について、罰則を強化するのであれば、それと同時に強化された罰則に対応する責任に耐えられる建築士の地位を向上させるべき。報酬も低く、地位も低いにもかかわらず、責任ばかり追及すると、学生が構造建築士を目指さなくなってしまう。大学においても、構造計算に進む学生が激減している。有能な若者がいなくなり、能力の低い者だけが構造計算を担当することになってしまう。

- 資料１－１の１９頁について、問題がある建物について、国土交通省が構造計算を見直したが、これを別の設計者が再計算をしたところ、国土交通省が危険としたところが、安全であるという判定も出てきてしまっている。
- 資料１－１の２０頁③について、大臣認定のプログラムを使用する主な理由として、建築確認の時間を短縮したいということである。大臣認定プログラムを使っていれば、比較的簡単に確認が下りるが、認定されていないものを使うと手計算でやり直しをさせるような例が出ていると聞く。プログラムは手計算できないものを計算するためのものである。大臣認定プログラムは良くて、大臣認定でないプログラムは信用性がないというのは、おかしい。
- 資料１－１の２４頁について、財産価値を守るためには、ピアレビューあるいはマンションを買う者に対する構造設計者が説明など安心して住宅を購入できる方法を国民に周知することが必要ではないか。これは法律に組み込むような話ではなく、国民に対して勧めることが大切。
- ２章まではまとまっている。３章から迫力が足りない。
- 第３章の冒頭に「建築社会」を再構築するための政策原則を記載した方が良い。具体的には①市民自治の原則にたちかえった建築士制度の再構築②市場機能による適者生存、自助努力による切磋琢磨、適材適所の推進③性能規定化に対応した建築規制体系の再構築④消費者保護の徹底、以上４点を記載してはどうだろうか。①から④と各パーツの関連が付けば理想的だが、もし関連が付かなければ、できれば最初に原則を述べて、各論に入った方が良い。
- 第４章には重複している記載がある。今回の様な犯罪的な行為は無いことと望むことだが、アスベストや、オゾン層に影響を与えるものが建築に使われているという話もあるが、これらのように当時の技術的知見では問題なかったものが実は有害であった、リスクがあったというようなことが、全くないとは言えない。そうした事態を想定してどのように対応したかを１）事態の把握方法２）公表の方法・時期、３）救済でまとめてはどうか。
- 今後の備えとして、検証・評価に必要な資料の保存、建築主事や確認検査員の能力の向上・能力の補完、建築基準法に基づく報告聴取や立ち入り検査の活用方法、建築主・所有者及び関係者への周知説明・公表の方法及びその時期を検討することが望まれる。
- 救済財源の確保について頭出しをすべき。今回は救済財源がなかった。定常的な監視組織が必要を入れては。これまで、定常的に制度が動いていることの監察、監視をしてこなかった。

- イーホームズは通報したことだけが記載されているが、建築確認件数や期間を見ると、薄い業務をやっていたと思われる。現行の記載だと必要以上にいい者になってしまう。
- 3、4章の内容は結局どうしたいと言っているのかわからない。社会資本整備審議会で、あまりに具体的なことを述べていたので、この委員会では離れた立場で発言しようとしているのかと思っていた。
- 全体として小谷委員の意見について同感である。救済財源について、ある議員が「国のお金として50億円はたいしたことはない」と言っていたが、これが本当なら今回のやり方ではない。大手だけが保険料を払わせられ、保険会社の人達がのほほんと暮らすために保険制度を作るくらいなら、今回のやり方でもいいのではないかと。あまり保険、保険と言い過ぎない方がよい。
- イーホームズの藤田氏について、藤田氏がいなければ今回の事件は発覚しなかったという専門家も多い。多くの偽装を見過ごしたことは叱責されるべきだが、国に通報したことについては褒められるべきではないかと思う。
- 建築基準法は最低限の基準であり、これよりも丈夫なものをつくる意識が国民に伝わるようにすべき。建築基準法の最低限の基準にへばりついたような建築物ではなく、もっといいものをつくるようにしなければストック社会は作れない。
- 阪神大震災の直前に、都道府県が地震保険に入るという話があったが、兵庫県が断っていた。公的支援が50億で済めばそれでいいが、そうでないのであれば、関係者が等しく負担をすることも考えて良いのではないかと。
- 全体としてだぶって記載をしているところが多い。また、5頁②iv)中、「言わば責任逃れとも言えるべき」「その性格が不明確なため」等の記述が分からない箇所については別途整理して質問をさせていただきたい。
- 今回の問題を対応するに当たって、本委員会の精神と思想を明確にするべきであると一貫して言ってきた。いまの世の中には事故、災害等の不安な状況がある。今までの日本社会では「絶対に安心」としてやってきたが、いまの世の中では絶対ということはない。これが国民生活の身近にあるマンションについても絶対ではないことが分かったことが今回の問題の最大のショックであった。「はじめに」もしくは「おわりに」の箇所で、今後はどういう思想や精神で対応するかをきちんと書くべきである。不安と共生する時代のなかで、消費者保護の観点に立つと、情報公開の義務付け重要となってくる

のではない。モデルルームでも、間取りや窓を見せるだけでなく構造の模型なども置くべきである。

- 販売主、施工業者の責任を明確にすべき。業者は国民に対し、品質確保の具体的な明示をし、それを実行できるようにするための倫理研修等を実行することが重要である。
- 国、特定行政庁の責任について、建築確認制度によって、販売業者から買ったものが担保されていると国民は思っている。今回の様な事件に対する対応の仕組みがどのようになっているかについてはっきり述べるべきである。最終的には、補償問題が雲散霧消しないように、国がリーダーシップをとってまとめていくという意味での国の責任を明確にするべき。
- 保証と財産の問題については、非常に難しいので、委員会でまとめるのが難しいのであれば、これは検討課題にしていくべきである。
- 買う側の自己責任として、ピアレビューを行う等、自ら行動を起こすべきである。
- 資料1の7頁及び14頁の②ii)に、自ら資質向上すること、建築士の免許を更新制度とし、更新の際に講習を義務付けることによって倫理教育や新しい技術の情報提供をすることを入れてはどうか。
- 救済の財源については、保険に頼るのはよくない。業界はコスト負担になるため、腰が引けている。自動車保険のように所有者が負担する保険であれば良いが、提供者が負担する保険は腰が引けている。保険制度よりも基金制度がいいのではない。購入者も購入額の何割か負担するような仕組みがよい。
- 使用禁止命令にあたってアドバイザー制度の提案があるが、購入段階でのアドバイザー制度がいいのではない。補助ができるものにしてはどうか。例えば「ハウスクター」みたいなアドバイザーで、購入者に噛み砕いて説明できると消費者保護にも良いのではない。
- 読みやすい文章で良いと思う。ただし、重複している部分があるので、すっきりさせるといい。
- これまで知らなかったことがわかった。建築基準法が最低基準でしかない、建築確認は、すべてを確認しているのではない、構造計算プログラムは色々あるなど。こういうことを知らない人はたくさんいるはずで、この報告書を

読むとわかるようなものになるといい。

- 一般の人が建築基準法などのことをあまり知らない状況では、救済措置をすべきと思うが、今後は基金のようなもので救済できるといいのではないかな。儲けている人がいるはずなので。
- 緊急調査委員会という名称なので、「とりあえず・・・をしよう」というような報告書が出されると思っていたが、今回の案は、総合的な報告になっていて、よろしい。ただし、文章など細かい点で気になるところがある。
- 個人的見解であるが、品確法について、瑕疵担保制度が業者の資力の関係で実行できないことは書いてあるが、性能表示制度については少し触れてある程度で、表現が弱い。中間報告書の方がわかりやすかったのではないかな。
- 「真の性能規定化を実効的なものとし、新しい技術の適用を阻害しないものとする」など抽象的な表現になっている。具体的に何をすべきかが示されていない。総合的判断が示されていることは評価できるが、当面すべきことがわからず、全体のメリハリがない。将来の参考資料にはなっても、当面やるべきことの参考にならない。

→ 意見を取りまとめたい。

(2) その他

- 建築基準法上、国は判断権者ではない。姉齒氏の計算書を入手し、一番危険な側で計算をしており、判断権者である特定行政庁では、施工状態も加味した計算をしている。これらについて、特定行政庁と国の間で情報交換もしていない。ただし、限界耐力計算で安全の結果が出たもの1件については、特定行政庁から国に説明があった。
- 現行制度では、建築士が設計し、建築士でもある建築主事が確認をする制度となっており、ピアレビューになっている。ただし、今回の構造計算は偽装を見つけることができなかった。
- 報告書の大筋の書きぶりについて、意見を申し述べるものではないが、22頁2箇所（宣言、稲城市長の発言）、23頁1箇所（支援対象）、24頁1箇所（使用禁止命令）について適切な表現への修正をしていただきたい。
- 個々の事実関係を明確にするため、以下の点について、確認的に発言させていただきたい。

- ・ 公的支援策については、緊急性、公益性の観点から行うものであり、補償措置ではないことは、当初から明確にしており、国の行政当局者が明確に宣言しなかったということはない。（P 22②2段落目5行目）
- ・ 稲城市長は、支援策が補償措置ではないことを理解された上で、市が支援を行うことについて市民に理解を得られないと判断したものと聞いている。したがって、「誤解」という表現は適切ではないと考えている。（P 22②2段落目9行目）
- ・ 稲城市の物件については、東京都が中心となって建替支援を実施することとなっているが、これは、稲城市と東京都が住宅行政の一環として支援の実施の必要性や支援の実施主体（都か市か）を判断したものと考えており、国として稲城市に対して支援の実施を強制することはできない。「建築確認事務を行っていない地方公共団体は、見逃しに関与しておらず、責任はない」という主張を是認したものではない。（P 22②2段落目9行目）

○ 多くの特定行政庁においては、使用禁止命令を発する前に自主退去の勧告を行っている。（P 24 ii）2段落目5行目）

○ 耐震改修で解決することが困難か否かについての判断は、検証方法（構造計算）のみではなく、法律上の制約、費用の多寡、改修後の居住性、合意形成の可能性等を総合的に踏まえて行うことが必要である。（P 25 2段落目）

○ 今後、マンション問題全般に対してどういう対応をしていくのか。タイムスケジュールも含めて教えていただきたい。

→ 参考資料4の8－9頁、24－25頁、にあるとおり、「施策の実現に向けて、引き続き検討すべき課題」については、今年の夏まで社会資本整備審議会で議論し、次の国会に向けて検討する予定である。

○ 今回の法改正と報告書とはどのようにリンクしているのか。

→ 2月24日の社会資本整備審議会の中間報告で早急に取り組むべき事項にあげられたもの。

○ 熊本県の調査が長引いている理由は何故か。このように時間がかかるのであれば、民間確認検査機関に任せて本当にできるのか

○ → 熊本県については、県の分は終了しており、八代市1件、熊本市14件

が調査中。現行の制度では確認の期間は21日であるが、法改正し35日に変更し、さらにピアレビューが必要なものは最大70日を検討している。

- 保険制度など、被害を受けた人のことばかり考えずに、良い設計士に依頼し2倍の設計料を支払う、5cm柱を太くするというような、建物そのものをきちんとすることを考えるべきである。
- 参考資料4 24－25頁の法改正の内容は、建築基準法に過大に期待している。マンションは建築主と所有者が違うため、新法を考えてもいいのではないか。
- 検査、確認の厳格化を重視しているようだが、これまでは建築計画は建築士、建築主に責任があるとされていたが、行政が責任をとるように方針転換するのか。

→ 今でも同じである。

- マンションは建築主と所有者が異なる。報告書では、建築基準法、宅地建物取引業法、品確法など、どの法律が該当するかははっきり示した方よい。
- 「おわりに」には何を入れるのか。緊急対策、責任の明確化、再発防止については、「まえがき」に触れないのはさびしい。最初に出さないと誰も報告書の内容を見てくれないのではないか。